（仮　訳）
※本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

インドネシア共和国
官報

No. 295, 2014　　産業　ハラル製品　保証　材料　製造工程
（インドネシア共和国官報追補版第 5604 号解説）

ハラル製品保証に関する
インドネシア共和国法律
2014 年第 33 号

全能の神の恵みのもとに

インドネシア共和国大統領は、

以下のことを考慮する。

a. 1945 年インドネシア共和国憲法が個々人の宗教信仰および宗教とその信条に対する礼拝行為をすべての国民に対して国家が独立して保証することを命じたこと。

b. すべての宗教信仰者が礼拝し、宗教の教義の実施を保証するために、国民が消費、使用する製品が適正ハラルである保護と保証を付与する責任を国家が負うこと。

c. 現在社会に流通する製品のすべてが適正ハラルではないこと。

d. ある製品の適正ハラルに関する規定が、法的確実性を未だ保証されていないことおよびある法令として制定される必要があること。

www.djpp.kemenkumham.go.id

e. 上記 a,b,c,および d は、ハラル製品保証の法令を構築する上で必要とされる考慮を根拠としていること。

以下のことを鑑みる。
: 1945 年インドネシア共和国憲法 第 20 条、第 21 条、第 28H 条(1)項、第 28J 条、および、第 29(2)項

インドネシア共和国国民議会

および

インドネシア共和国大統領の
相互合意

決定
以下のことを決定する。:ハラル製品保証に関する法律

第一章
一般規定

第 1 条

本法律には以下の用語定義がある。

1.製品とは、食品、飲料、薬品、化粧品、化学由来製品、生物由来製品、遺伝子組み換え製品および人々により使用される物、人々によって使用される、または、利用される物および/またはサービスのことである。
2.ハラル製品とは、イスラム教の教義に準ずるハラルであることを表明した製品のことである。

3.以下、PPH と略されるハラル製品製造工程とは、材料提供、製品の加工、保管、包装、流通、販売および提供までの製品の適正ハラルを担保するための一連の活動のことである。

4.材料とは、製品を製造または産出するために使用される要素のことである。

5.以下、JPH と略されるハラル製品保証とは、ハラル認証を必要とするある製品に対する適正ハラルの法的確実性を実施することである。

6.以下、BPJPH と略されるハラル製品保証実施機関とは、JPH を実施するために政府により結成された機関のことである。

www.djpp.kemenkumham.go.id

7.以下、MUI と略されるインドネシアイスラム教指導者協議会（ウラマー評議会）とは、イスラム教宗教学者、イスラム教宗教指導者、およびイスラム教の知識人らの協議する場のことである。

8.以下、LPH と略されるハラル検査機関とは、検査活動および／または製品の適正ハラルに対して、試験を実施する機関のことである。

9.ハラル監査官とは、製品の適正ハラル検査実施能力を持つ監査官のことである。

10.ハラル認証とは、MUI から提供される書面のハラルファトワー（イスラム教の公式見解）に基づいて BPJPH によって発行される、ある製品の適正ハラルに対する認定のことである。

11.ハラルラベルとは、ある製品の適正ハラル印章のことである。

12.事業者とは、個人、または、法人形態の事業団体、または、インドネシア国内で事業活動を実施する非法人のことである。

13.ハラル管理官とは、PPH に対して責任を負う管理官のことである。

14.すべての人とは、個人、または、法人のことである。

15.大臣とは、宗教部門で政府手続きを実施する大臣のことである。

第 2 条

JPH の実施は、次のことに基づく。

a.保護

b.公平性

c.法的確実性

d.説明責任および透明性

e.有効性と効率性

f.専門性

第 3 条

JPH 実施は次を目的にする。

a. 製品を消費および使用する国民に対するハラル製品の安全、安心、平穏な提供。

b.ハラル製品の製造また販売をする事業者に対する付加価値の向上。

第 4 条

インドネシア国内に輸入、流通、取引される製品は、ハラル認証を義務付ける。

第二章

ハラル製品保証の実施

第一節

一般

第 5 条

(1)政府は JPH の実施に責任を負う。

(2)(1)項の JPH の実施は大臣が行う。

(3)(2)項の JPH 実施、実行には、大臣管轄下の立場で、大臣に対して責任を負う BPJPH により設立される。

(4)必要に応じて、BPJPH は地方に代表部を設立する。

(5)BPJPH の職務、機能、組織体制に関する規定は、大統領令で規定する。

第二節

ハラル製品保証実施機関

第 6 条

JPH 実施における、BPJPH の権限は次の通りである。

a. JPH の方針を策定し、規定する。

b. JPH の規範、基準、手順、および判断基準を規定する。

c. 製品に対するハラル認証とハラルラベルの発行と取消を行う。

d. 外国の製品に対してハラル認証の登録を行う。

e. ハラル製品の周知、教育、出版を行う。

f. LPH に対して認定を行う。

g. ハラル監査官の登録を行う。

h. JPH を管理する。

i. ハラル監査官の育成

j. JPH 実施分野における国内外の機関と連携する。

第 7 条

第 6 条の権限の実施において、BPJPH は次の機関と連携する。

www.djpp.kemenkumham.go.id

a. 関係省庁および／または機関

b. LPH および

c. MUI

第 8 条

第 7 条 a. の BPJPH と関係省庁および／または機関の連携は、関係省庁および／または機関の職務と機能に準ずる。

第 9 条

第 7 条 b の LPH と BPJPH の連携とは、製品の検査および／または試験の実施である。

第 10 条

(1)第 7 条 c の MUI と BPJPH の連携は次の形態で実施される。

a. ハラル監査官認証

b. 適正ハラル製品の認定

c. LPH の認定

(2)(1)項 b の適正ハラル製品の認定は、製品のハラル認定決定の形態で MUI が発行する。

第 11 条

第 7 条、第 8 条、第 9 条および第 10 条の連携に関する詳細規定は、政令に基づいて規定される

第三節

ハラル検査機関

第 12 条

(1)政府および／またはコミュニティーは、LPH を設立することができる。

(2)(1)項の LPH は、BPJPH が製品の適正ハラルの検査および／または試験の実施支援において同じ機会を持つ。

第 13 条

(1) 第 12 条の LPH の設立には、次の要件を満たすこと。

www.djpp.kemenkumham.go.id

a.自前の事務所および設備を所有。

b.BPJPH の認定を所有。

c.少なくとも 3 名のハラル監査官を配置する。

d.実験室を所有するか、または、実験室を所有する他の機関と連携する合意があること。

(2)(1)項の LPH がコミュニティーによって設立される場合、LPH は、法人のイスラム教機関によって申請される。

第 14 条

(1)第 13 条 c のハラル監査官は、LPH に任命、解任される。

(2)(1)項の LPH によるハラル監査官の任命は次の要件を満たす。

a.インドネシア国籍

b.イスラム教徒

c.食糧、化学、生化学、産業技術、生物または薬学の分野で最低でも 1 つの学士号を取得

d.イスラム教の教義による製品の適正ハラルを理解し、広い見識を持つ。

e.個人および／または団体の利益に対して、人々の利益を優先することができる。および

f. MUI から認証を得る。

第 15 条

第 14 条のハラル監査官は次の任務を負う。

a.使用される材料の検査および研究

b.製品加工工程の検査および研究

c.屠畜の検査および研究

d.製品の地域の研究

e.道具、製造室および保管

f.流通および製品提供の検査

g.事業者のハラル保証制度の検査

h.LPH に対する検査および／または試験結果報告

第 16 条

LPH に関する詳細規定は、政令にて規定する。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第三章

ハラル製品の材料と製造工程

第一節

材料

第 17 条

(1)PPH に使用される材料は、原材料、加工原材料、添加物、補助材料から成る。

(2)(1)項は次の資材を原材料とする。

a.動物

b.植物

c.微生物　または

d.化学的工程、生物学的工程、遺伝子技術工程を経て獲得した材料。

(3)(2)項 a の動物由来の材料とは、原則として、イスラム教の教義上ハラルと認めない材料を除く、ハラルである材料のことである。

第 18 条

(1)第 17 条(3)項のハラルと認めない動物由来の材料とは、次のことである。

a.死骸

b.血液

c.豚　および／または

d.イスラム教の教義に準じない方法で屠畜された動物

(2)(1)項以外のハラルと認めない動物由来の材料とは MUI のハラルファトワー（イスラム教の公式見解）に基づく大臣令で規定される。

第 19 条

(1) 製品の材料として使用される動物は、イスラム教の教義に則り屠畜されることを義務付け、動物の福利と屠畜担当者の公衆衛生基準を満たす。

(2) (1)項の屠畜手順は、法令の規定に準じて実施される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第20条

(1) 第17条(２)項ｂの植物由来の材料とは、原則として、消費する人を酩酊させたり、健康を脅かす材料を除くハラルのことである。

(2) 第17条(２)項ｃおよびｄの微生物、および、化学的工程、生物学的工程、遺伝子技術工程を経て獲得した材料は、成長および/または製造のプロセスで禁じられる材料の混合、包含、および/または汚染されている場合は禁止される。

(3) (１)項および(２)項の禁止材料は、MUIのハラルファトワー（イスラム教の公式見解）に基づく大臣令で規定される。

第二節
ハラル製品の製造工程

第21条

(1) PPH の地域、場所、および、器具は、非ハラル製品の屠畜、加工、保管、包装、流通、販売、および提供の地域、場所、および器具から分離する必要がある。

(2) (1)項の(1)　PPHの地域、場所、および、器具は、次のことを義務とする。

a. 清潔さと衛生の維持

b. 不衛生な環境でない　　および

c. 非ハラル材料と混在しない

(3) (1)項のPPHの地域、場所、および、器具に関する詳細は政令で規定する。

第22条

(1) 第21条(1)項および(2)項の地域、場所、および、器具を分離できない事業主は、次の行政罰を科される。

a. 書面による警告　または

b. 行政罰による罰金

(2) 行政罰の制裁に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第四章
事業者

第 23 条

事業者は次の権利を有する。

a. JPH システムに関する情報提供、教育、周知活動

b. ハラル製品の製造指導　および
c. 迅速、効果的、適正料金、かつ、非差別的ハラル認証の取得

第 24 条

ハラル認証の申請を提出する事業主は次のことを義務とする。

a. 正確で、明確、誠実な情報提供
b. ハラル製品と非ハラル製品の屠畜、加工、保管、包装、流通、販売、および提供の地域、場所、および器具からの分離
c. ハラル管理官の配備　および
d. BPJPH に対する材料の構成変更の報告

第 25 条

ハラル認証を取得した事業者は次の事を義務とする。

a. ハラル認証を取得した製品に対するハラルラベルの掲載

b. ハラル認証を取得した製品に対する適正ハラルの維持
c. ハラル製品と非ハラル製品の屠畜、加工、保管、包装、流通、販売、および提供の地域、場所、および器具からの分離

d. ハラル認証の有効期限が終了する場合、ハラル認証の更新　および

e. BPJPH に対する材料の構成変更の報告

第 26 条

(1) 第 18 条及び第 20 条で禁止されている原材料の味を有する製品を製造する事業者は、ハラル認証の申請を免除される。

(2) (1)の事業者は、本商品に非ハラルである旨を表示しなければならない。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第 27 条

(1) 第 25 条の義務を果たさない事業者は、次の行政罰を科される。
   a. 書面による警告
   b. 行政罰による罰金　　または
   c. ハラル認証の取消
(2) 第 26 条（2）項の義務を果たさない事業者は、次の行政罰を科される。
   a. 口頭による注意
   b. 書面による警告　　または
   c. 行政罰による罰金
(3) 行政罰の制裁に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第 28 条

(1) 第 24 条 c のハラル管理官の職務は次の通りである。
   a. 企業の PPH の管理
   b. 改善および防止措置の構築
   c. PPH との調整　および
   d. 検査時の LPH ハラル監査官との同行
(2) ハラル管理官は次の要件を満たす。
   a. イスラム教を信仰する　および
   b. 適正ハラルの規律を理解し、広い見識を持つ。
(3) ハラル管理官は企業の責任者により指名され、BPJPH に報告される。
(4) ハラル管理官に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第五章
ハラル認証の取得手続き

第一節
申請書の提出

第 29 条

(1) ハラル認証申請は BPJPH に対して書面によって事業者が提出する。

www.djpp.kemenkumham.go.id

(2) ハラル認証の申請には次の書類を揃える。

a. 事業者のデータ

b. 氏名および製品の種類

c. 使用する製品と材料の登録　および

d. 製品の加工工程

(3) ハラル認証の申請提出手順に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第二節

ハラル検査機関の規定

第 30 条

(1) BPJPH は製品の適正ハラルの検査および／または試験を行うために LPH を定める。

(2) (1)項の LPH 規定は第 29 条(2)項で揃えられた申請書類の表明から数えて 5 営業日 以内に行われる。

(3) LPH 規定手順に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第三節

検査と試験

第 31 条

(1) 第 30 条(1)項の製品の適正ハラルに関する検査および／または試験はハラル監査官によって実施される。

(2) 製品に対する検査は製品の製造工程時の作業場所で行われる。

(3) (1)項の製品検査において、適正ハラルを疑う材料がある場合、実験室での試験を行う。

(4) (2)項の事業場所での検査実施には、事業者はハラル監査官に対して情報を提供する義務がある。

第 32 条

(1) LPH は BPJPH に製品の検査および／または試験の結果を通知する。

(2) BPJPH は MUI に製品の適正ハラルの検査および／または試験結果を通知する。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第四節
製品の適正ハラルの規定

第 33 条

(1) 製品の適正ハラルの規定は、MUI によって実施される。

(2) (1)項の製品の適正ハラルの規定は、ハラルファトワー会議で行われる。

(3) (2)項の MUI のハラルファトワー会議には、専門家、省庁／機関、および／または関係機関者が参加する。

(4) (3)項のハラルファトワー会議は、MUI が BPJPH から製品の検査および／または試験結果を受理してから３０営業日以内に製品の適正ハラルについて決定する。

(5) (4)項の製品のハラル規定決定は MUI によって署名される。

(6) (5)項の製品のハラル規定決定は、ハラル認証発行の基本となる BPJPH に通知される。

第五節
ハラル認証の発行

第 34 条

(1) 第 33 条(2)項のハラルファトワー会議は、事業者に申請された製品のハラル規定を規定し、BPJPH がハラル認証を発行する。

(2) 第 33 条(2)項のハラルファトワー会議が、製品がハラルではないことを表明した場合、BPJPH は、理由を添えて事業者にハラル認証申請を差し戻す。

第 35 条

第 34 条(1)項のハラル認証は、製品の適正ハラル決定を MUI から受け取ってから 7 営業日以内に BPJPH によって発行される。

第 36 条

第 35 条のハラル認証の発行は、BPJPH によって公表される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第六節

ハラルラベル

第 37 条

BPJPH は全国的に適用されるハラルラベルの形式を決定する。

第 38 条

ハラル認証を取得した事業者は、ハラルラベルを貼付しなければならない：

a. 製品の包装；

b. 製品の特定の部分。

c. 製品の特定の場所。

第 39 条

第 38 条のハラルラベルの表示は、見やすく、読みやすい、消去したり、剥がしたり、破損しにくい表示にする。

第 40 条

ハラルラベルに関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第 41 条

(1) 第 38 条および第 39 条の規定に準じないハラルラベルを表示する事業者は次のような行政罰を科される。

a. 口頭による注意

b. 書面による警告　または

c. ハラル認証の取消し

(2) 行政罰の制裁に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第七節

ハラル認証の更新

第 42 条

(1) ハラル認証は、材料の要素の変更がある場合を除き、BPJPH によって発行されてから 4 年間有効である。

(2) ハラル認証は、ハラル認証の有効期限の終了する 3 ヶ月前までにハラル認証の更新手続きを事業者によって行われる必要がある。

(3) ハラル認証の更新に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第 43 条

JPH のプロセス実施に関与する全ての人には、事業者によって渡された情報に記載された公式機密の守秘義務がある。

第八節

費用

第 44 条

(1) ハラル認証の費用は、ハラル認証申請を提出する事業者に負担される。

(2) 事業者が中小零細事業である場合、ハラル認証の費用は他の当事者によって便宜を与えられる。

(3) ハラル認証の費用に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第 45 条

(1) 財務管理において、BPJPH は公共サービス機関の財務管理を使用する。

(2) BPJPH の財務管理に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第六章

国際共同事業

第 46 条

(1) 政府は法令に準ずる JPS 分野の国際共同事業を行う。

(2) (1)項の JPS 分野の国際共同事業は、JPH の開発、適合性評価、および／または、ハラル認証の承認を形成する。

(3) (2)項の JPH 共同事業に関する詳細規定は、政令に基づき規定される。

第 47 条

(1) インドネシアに輸入された外国製のハラル製品は、当法律内の規定が適用される。

(2) (1)項のハラル製品とは、第 46 条(2)項の相互承認を行った外国のハラル機関によって発行されたハラル認証がある限り、ハラル認証申請手続きをする必要はない。

www.djpp.kemenkumham.go.id

(3) (2)項のハラル認証はインドネシアで製品が流通する前に BPJPH によって登録される必要がある。

(4) (3)項の登録手続きに関する規定は、政令で規定される。

第 48 条

(1) 第 47 条(3)項の登録を実施しなかった事業者には、流通している製品を回収する行政罰が科される。

(2) 行政罰の制裁に関する詳細規定は、大臣令内に規定される。

第七章

管理

第 49 条

BPJPH は JPH を管理する。

第 50 条

JPH 管理は次を対象に行われる。

a. LPH

b. ハラル認証の有効期限

c. 製品の適正ハラルであること

d. ハラルラベルの表示

e.

f. である証明の表示

g. ハラル製品と非ハラル製品の屠畜、加工、保管、包装、流通、販売、および提供の地域、場所、および器具からの分離

h. ハラル管理官の有無　および／または

i. JPH に関係する他の活動

第 51 条

(1) BPJPH と JPH の管理権限を持つ関係する省庁および／または機関は個別に、または、連携して管理を行うことができる。

(2) (1)項の関係する省庁および／または機関の JPH 管理は法令の規定に準じて実施される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第 52 条

管理に関する規定は、政令で規定される。

第八章
コミュニティーの参加

第 53 条

(1) コミュニティーは JPH の実施に参加することができる。

(2) (1)項のコミュニティーの参加は次の形態がある。

a. JPH に関する周知活動 および

b. 流通するハラル製品の監視

(3) (2)項 b の流通する製品とハラル製品を監視する形態のコミュニティーの参加は、BPJPH へ申告または報告の形を取る。

第 54 条

BPJPH は JPH の実施に参加したコミュニティーに対して褒賞を与えることができる。

第 55 条

コミュニティーの参加および褒賞授与に関する規定は大臣令に規定する。

第九章
刑事罰規定

第 56 条

第 25 条 b のハラル認証を取得した製品の適正ハラルを維持できない事業者は最長 5 年の収監、または、2,000,000,000 ルピア(20 億ルピア)の制裁が科される。

第 57 条

第 43 条の事業者に提供された情報の掲載された公式機密の保持をできなかった JPH のプロセスの実施に関与したすべての人は、最長 2 年間の収監、または、2,000,000,000 ルピア(20 億ルピア)の制裁が科される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第十章

移行規定

第 58 条

当法律が発効する以前に MUI により規定されたハラル認証は、そのハラル認証の有効期限が終了するまで有効であることを表明する。

第 59 条

BPJPH が設立される以前のハラル認証の申請の提出または更新は、当法律が制定される以前の有効期限のハラル認証取得手順に準ずる。

第 60 条

MUI は、BPJPH が設立するまでハラル認証分野の職務を継続する。

第 61 条

当法律が LPH として認識適用される以前に存在した LPH は、BPJPH の設立以降、2 年以内に第 13 条の規定に準ずる義務がある。

第 62 条

当法律以前のハラル監査官はハラル監査官として認識適用され、当法律制定以降2年以内に第 14 条および第 15 条の規定に準ずる義務がある。

第 63 条

当法律以前に既存する企業のハラル管理官は、ハラル管理官として認識適用され、当法律の制定以降 2 年以内に第 28 条の規定に準ずる義務がある。

第十一章

最終規定

第 64 条

BPJPH は、当法律制定以降 3 年以内に設立されなければならない。

第 65 条

当法律の実施規定は、当法律の制定以降 2 年以内に規定される。

www.djpp.kemenkumham.go.id

第 66 条

当法律の発効が開始され、JPH に関して規定された法令のすべてが、この法律の規定と矛盾しない限り、引き続き有効であると宣言される。

第 67 条

(1) 第 4 条のインドネシア国内で流通および取引される製品のハラル認証義務は、本法制定から 5 年後に発効する。

(2) (1)項のハラル認証取得義務の発する以前のハラル認証の製品の種類は段階的に規定される。

(3) (2)項の段階的なハラル認証を取得した製品の種類に関する規定は、政令で規定される。

第 68 条

当法律は制定された日付以降発効が開始される。

すべての人に周知されるように、インドネシア共和国官報内に規定をし、当法律の制定を命じる。

2014 年 10 月 17 日

ジャカルタにて承認される。

インドネシア共和国大統領

法学博士　スシロ・バンバン・ユドヨノ

2014 年 10 月 17 日
ジャカルタにて制定される。

インドネシア共和国法律人権大臣
アミール　シャムスディン

www.djpp.kemenkumham.go.id